

女川原子力発電所の状況（2026 年 7 月分）

女川原子力発電所の状況については、以下のとおりです。

1. 1 号機の状況

2020 年 7 月 28 日より廃止措置に係る作業に着手し、現在、第 1 段階（解体工事準備期間）の作業を実施しております。

現在、1 号機使用済燃料プールから 3 号機使用済燃料プールへの使用済燃料の移送作業等を進めております。

(1) 法令に基づく国への報告が必要となる事象

該当する事象はありませんでした。

(2) 法令に基づく国への報告を必要としない「ひび」、「傷」等の事象

該当する事象はありませんでした。

(3) その他既にお知らせした事項

該当する事象はありませんでした。

2. 2 号機の状況

現在、定格熱出力一定運転を継続しております。

(1) 法令に基づく国への報告が必要となる事象

該当する事象はありませんでした。

(2) 法令に基づく国への報告を必要としない「ひび」、「傷」等の事象

該当する事象はありませんでした。

(3) その他既にお知らせした事項

- ・ 2026 年 5 月 24 日に発生した主蒸気管※の放射線量を測定する検出器 4 台のうち検出器（B）が正しい指示値を示していない状態となったことに伴う運転上の制限の逸脱および復帰について、今後の運転に万全を期す観点から、2026 年 6 月 5 日に予防保全として伝送機器の取替を実施しました。

（2026 年 6 月 10 日お知らせ済み）

その後、経過を観察しておりましたが、2026 年 6 月 14 日より、当該検出器について、指示値が急上昇し、すぐに通常の値に戻る事象が繰り返し発生したことから、2026 年 6 月 26 日に再度、伝送機器等の取替を実施しました。以降、当該検出器を含め 4 台の検出器の指示値は通常値にて安定して推移しております。

このたび、一連の当該検出器における指示値変動の原因についてとりまとめました。

((添付-2) 主蒸気管放射線量を測定する検出器(B)の指示値変動について
(原因調査結果) 参照)

※：原子炉で発生した蒸気をタービンまで導く配管

3. 3号機の状況

通常運転中のところ、2011年3月11日14時46分に発生した東北地方太平洋沖地震により原子炉が設計どおり自動停止しました。

(2011年3月11日お知らせ済み)

現在、設備の点検や安全対策に関する工事等を進めております。

(1) 定期事業者検査の実施状況

2011年9月10日より第7回定期事業者検査を実施しております。

現在、主な作業として、耐震工事等を行っております。

(添付-1 女川原子力発電所3号機 第7回定期事業者検査 主要点検工程表 参照)

(2) 法令に基づく国への報告が必要となる事象

該当する事象はありませんでした。

(3) 法令に基づく国への報告を必要としない「ひび」、「傷」等の事象

該当する事象はありませんでした。

(4) その他既にお知らせした事項

該当する事象はありませんでした。

4. 添付資料

添付-1 女川原子力発電所3号機 第7回定期事業者検査 主要点検工程表

添付-2 主蒸気管放射線量を測定する検出器(B)の指示値変動について(原因調査結果)

以 上

添付-1

※添付以外の主要点検工程表については、前月分以前の「女川原子力発電所の状況」参照

[illegible]

[illegible]

[illegible]

主蒸気管放射線量を測定する検出器(B)の指示値変動について（原因調査結果）

【事象概要】

- 2026年5月24日21時6分、2号機の主蒸気管^{※1}の放射線量を測定する検出器（以下、「主蒸気管放射線モニタ」）4台のうち検出器(B)（以下、「当該検出器」）で放射線レベルが高いことを示す警報が発生しました。
- 当該検出器の指示値を確認したところ、警報発生時に瞬時に上昇、その後急激に下降し上昇前よりも低い値を示していたことから、同日21時21分、主蒸気管放射線モニタ1台が正しい値を示していない状態にあり、原子炉施設保安規定で定める運転上の制限を満足していない^{※2}状態にあると判断しました。（以下、この事象を「事象1」という）
- その後、点検を実施し当該検出器から指示計の設置されている制御盤までの伝送状況および伝送ケーブルの接続状況に異常はなく、正しい値を示していることを確認したことから、2026年5月25日6時2分に運転上の制限を満足する状態に復帰しました。
(2026年5月25日お知らせ済み)

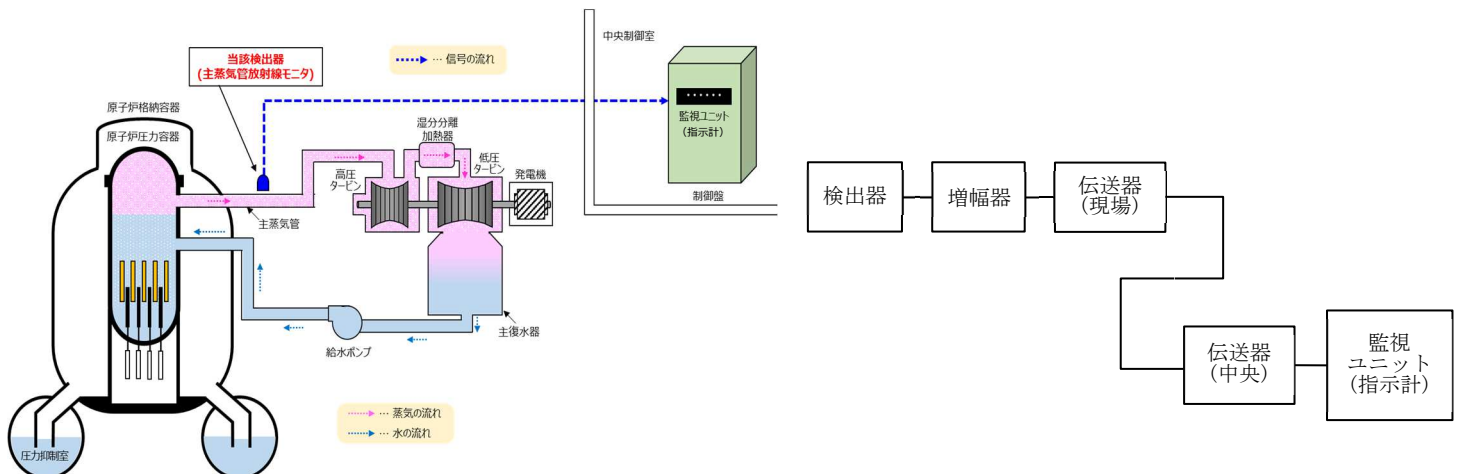
- 今後の運転に万全を期す観点から、予防保全として、2026年6月5日に、当該増幅器および伝送器（現場）の取替を実施しました。
(2026年6月10日お知らせ済み)

- その後も、経過を観察していましたが、2026年6月14日より、当該検出器において指示値が急上昇し、すぐに通常の値に戻る事象が繰り返し発生しました。なお、本事象は事象1と異なり、原子炉施設保安規定で定める運転上の制限を満足していません。
^{※3}（以下、この事象を「事象2」という）

※1 原子炉で発生した蒸気をタービンまで導く配管

※2 原子炉施設保安規定第27条において、検出器4台が動作可能であることが求められている。指示値が上昇前よりも低い値を示していたため、実際に放射線量が上昇した場合に、必要な警報等が発信されないおそれがあるため、動作不能と判断

※3 実際に放射線量が上昇した場合に、必要な警報等が安全側に発信されるため、動作可能と判断



主蒸気管放射線モニタ 概要図

主蒸気管放射線モニタの設備構成（概要図）

【原因調査結果】

（事象 1）

- ・ 調査の結果、原因を以下のとおり推定しました。
 - 6 月 5 日に現場から取り外した増幅器および伝送器（現場）について、メーカーの工場において再現性確認を行ったところ、5 月 24 日に確認された事象と同様の挙動が確認されました。
 - この際、増幅器から信号が出ていないことを確認したことから、増幅器内の基板の故障により一時的な伝送不良が生じたものと推定しました。
- ・ なお、調査の結果、基板内の部品が故障する確率は十分に低く、機器の信頼性に影響はないこと、また、同型の増幅器において同様の事象はこれまでに発生していないことを確認しております。そのため、本事象は偶発的なものであり、他の 3 台の主蒸気管放射線モニタ（A、C、D）において発生する可能性は十分に低いと考えております。

（事象 2）

- ・ 調査の結果、原因を以下のとおり推定しました。
 - 2025 年 12 月に、主蒸気管放射線モニタの設備更新のため、増幅器や伝送器（現場）などの機器を新規に製作し、第 12 回定期事業者検査において、これらの機器（新型）を取り付けました。
 - 一方、6 月 5 日に取替えた機器は、従来型の増幅器と新型の伝送器（現場）となっており、この組み合わせに信号の伝送に関わるミスマッチがあったことから、断続的な伝送不良が生じ、指示値が変動したものと推定しました。
- ・ このため、6 月 26 日にミスマッチが生じないよう増幅器と伝送器（現場）を従来型に取替を行いました。その後、指示値は通常値で安定しております。なお、他の 3 台の主蒸気管放射線モニタ（A、C、D）の増幅器と伝送器（現場）は、いずれも新型であり、伝送不良が生じていないことを確認しております。

表．事象発生の時系列

日付	増幅器	伝送器（現場）	事象
5 月 24 日	新型	新型	偶発故障による事象が発生（事象 1）
6 月 5 日～ 6 月 26 日	従来型 ^{※4}	新型 ^{※4}	増幅器と伝送器（現場）の組み合わせのミスマッチによる事象が発生（事象 2）
6 月 26 日以降	従来型 ^{※5}	従来型 ^{※5}	事象発生無し

※4 予備品（新品）に取替

※5 前サイクルに使用したものに取替（工場で性能試験を行い、次回定期事業者検査まで問題なく使用できることを確認済み）

以 上